

令和3年度の本校のいじめ認知の状況について

1 認知件数

1学年	3
2学年	8
3学年	3
全校	14

2 認知のきっかけ

- ・ 学級担任が発見 1
- ・ アンケート調査など学校の取り組みにより発見 5
- ・ 本人からの訴え 6
- ・ 生徒(本人を除く)からの情報 1
- ・ 保護者(本人の保護者を除く)からの情報 1

3 いじめの態様(1件で複数に該当するケースあり)

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 10
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる 2
- ・ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる 2
- ・ 自分以外の人への陰口・悪口を聞くのが苦痛である 2

4 いじめられた生徒への対応

- ・ スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った
- ・ 別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した

【参考】いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。